

## 不育症治療費の助成について

- 1 名 称 牧之原市不育症治療費助成金交付事業
- 2 目 的 少子化対策の一環として、妊娠はするが流産や死産等を2～3回以上繰り返し妊娠が継続できない方の不育症治療に係る経済的負担を軽減するために、助成金を交付する。一般不妊治療費等助成事業の一環で実施する。
- 3 事業内容
  - (1) 対象者
    - ① 婚姻が確認できる法律上の夫婦であるもの
    - ② 申請日において、夫又は妻の住所地が牧之原市内であるもの
    - ③ 夫と妻の所得の合計が730万円未満である夫婦
    - ④ 不育症治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
  - (2) 対象経費 以下に示す不育症治療に係る検査料及び治療費。ただし、文書料、個室料等の治療に直接関係のない費用は対象外。
    - ①不育症のリスク因子の検査に要する費用
    - ②絨毛染色体検査に要する費用
    - ③低用量アスピリン療法に要する費用
    - ④へパリン療法（へパリン在宅自己注射療法含む。）に要する費用
  - (3) 助成金額 不育症治療に要する経費の本人負担額の10分の7相当額  
(当該額が助成対象期間において241,500円を超える場合にあっては、241,500円。)  
※実際に治療にかかる費用は、概ね15万円～40万円程度  
※負担割合：県/10、市町5/10、本人3/10（補助対象限度額345,000円）
  - (4) 助成期間 助成を開始した診療日の属する月（以下「助成開始月」という。）から継続する24か月（県内の他市町で助成を受けている場合は、その助成対象期間もこれに含む。）
  - (5) 受付開始までのスケジュール
    - ① 助成金交付要綱整備(法令審査) 5～6月
    - ② 医師会及び関係医療機関への周知 7月
    - ③ 市広報・ホームページ等への掲載 7月
    - ④ 申請受付開始（平成29年4月1日診療分より該当受付） 8月
  - (6) 予 算 4月1日以降の治療が対象のため、秋以降で申請が始まり2人程度と予測。  
(一般不妊治療費の予算で支出)